

# 船舶事故調査報告書

平成25年4月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年10月8日 08時47分ごろ
発生場所	紀伊水道 和歌山県美浜町所在の紀伊日ノ御埼灯台から真方位218°12.2海里（M）付近 （概位 北緯33°43.3′ 東経134°54.7′）
事故調査の経過	平成24年10月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	潜水艦 そうりゅう、2,950トン（基準排水量） 501（艦番号）、防衛省 84.0m×9.1m×8.5m、鋼 ディーゼル機関2基、スターリング機関4基、5,884kW、平成19年12月5日
乗組員等に関する情報	艦長 男性 44歳 運航一級（防衛省基準） 平成20年11月取得 水雷長 男性 31歳 運航二級（防衛省基準） 平成24年4月取得 潜航長 男性 42歳 水測員A 男性 20歳
死傷者等	死亡 1人（水測員A）
損傷	なし
事故の経過	本艦は、艦長、水雷長、潜航長及び水測員Aほか66人が乗り組み、機器等の作動確認を行う航海のために平成24年10月8日06時47分和歌山県由良港を出港した。 水測員Aは、出港時に配置に就いていた前部上甲板での作業を終え、作業指揮に当たっていた水雷長の指示に従って前部ハッチから艦内に戻り、すぐに潜航準備の号令があったので、他の水測員（以下「水測員B」という。）と共に担当となっていた居住区の準備作業を

	<p>行い、07時45分ごろ発令所に行って準備作業の際に使っていた鍵を潜航長に返却し、その後、居住区の中にある第一ソナー機器室に入り、艦内当直員資格審査に備えて資料を見始めた。</p> <p>水測員Bは、水測員Aと共に第一ソナー機器室に入り、08時00分ごろ水測員Aが同室を出たところを、また、他の水測員（以下「水測員C」という。）は、艦橋での見張り業務を終えて艦内に戻って居住区に行ったとき、水測員Aがベッドの所で資料を見ているところをそれぞれ見た。</p> <p>水雷長は、07時40分ごろ艦橋に上がって哨戒当直に就き、水測員2人を見張りに当たらせ、針路約210°（真方位）、対地速力約6.0ノットで航行中、08時40分ごろから潜航するための最終確認を行い、艦長の指示により、艦内全体に行き渡る艦内指令のチャンネルを使って「潜航、潜航」と放送したのち、水測員2人に続いて「潜航、潜航」と連呼しながら艦橋から降りて艦橋ハッチを閉鎖し、本艦は、08時47分ごろ、紀伊日ノ御埼灯台から真方位218°12.2M付近において、潜航状態となった。</p> <p>艦長は、12時20分ごろ水測員Aが見当たらないとの報告を受け、直ちに艦内搜索の指示を行い、3回目の艦内搜索をしているとき、潜航前に潜舵の所から落水した可能性があるかと推測し、14時08分ごろ本艦を浮上させたところ、間もなく、セール（潜望鏡やレーダーなどが収容されており、潜航中は海水が充満し、浮上中は見張り場所にもなる上部構造物）の中に水測員Aが倒れているところを発見した。</p> <p>本艦は、海上保安庁及び海上自衛隊上級司令部に通報したのち、16時45分ごろ由良港に入港し、水測員Aは、海上保安庁の施設に搬送されて死亡が確認され、死因は、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本艦は、艦橋ハッチから出入りする乗組員に「誰々見張り交代に上がります」「誰々降りました」と発令所の潜航管制員に顔を見せて報告させ、報告を受けた潜航管制員が、報告した乗組員の氏名及び職名が記載されたマグネット板を所定の場所に掲示し、又は取り外し、潜航長がそれを確認することで艦橋ハッチから出入りする乗組員の確認を行っており、また、マスト昇降安全守則の一項目として当直士官の許可を受ける旨の記載がある銘板が掲示されていた。</p> <p>本艦は、艦橋ハッチを含めハッチが4か所に設けられており、各ハッチの開閉状況が、潜航管制員が監視する制御盤に表示されるようになっており、浮上航行中、艦橋ハッチは開放されていた。また、艦長の口述によれば、発令所と艦橋ハッチのある区画との間に設けられた防水隔壁により、発令所からは同区画を完全に見通すことはできな</p>

	<p>った。</p> <p>本艦は、艦橋ハッチ上部の艦尾側にセールの内部に入ることができる開口部があるが、内部には照明やはしごが設けられておらず、点検整備を行うとき以外に入ることにはなかった。</p> <p>死体検案書によれば、水測員Aの死因は、発病又は受傷から死亡までの期間が短時間で溺死であり、また、死因になり得る損傷を認めないなどの所見が付されていた。</p> <p>(付図1 主な乗組員の08時ごろの配置状況図 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>水測員Aは、溺死した。</p> <p>本艦は、紀伊日ノ御崎灯台南西方沖を浮上して航行中、潜航するに際し、水測員Aが、艦内に戻らなかったことから、潜航後にセール内で溺死したものと考えられる。</p> <p>水測員Aは、セール内で発見されたことから、浮上して航行中に艦橋ハッチを昇ってセール内に入り、潜航に際して艦内に戻らなかったものと考えられるが、艦橋ハッチから出る際の状況、セール内に入った状況及び潜航に際して艦内に戻らなかった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本艦が、紀伊日ノ御崎灯台南西方沖を浮上して航行中、潜航するに際し、水測員Aが艦内に戻らなかったため、発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本艦は、本事故を踏まえ、潜航する段階において、乗組員全員の点呼の実施及び艦橋ハッチ下部に警戒員を配置することにした。</p>

付図1 主な乗組員の08時ごろの配置状況図

